

令和7年4月1日現在

「軽費老人ホームケアハウス博愛」重要事項説明書

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 博愛会
- (2) 法人所在地 和歌山県御坊市名田町野島1番地9
- (3) 電話番号 0738-29-3181
- (4) 代表者氏名 理事長 小林 隆 弘
- (5) 設立年月(認可) 昭和60年6月25日

2. ご利用施設

- (1) 施設の名称 軽費老人ホームケアハウス博愛
- (2) 施設の所在地 和歌山県御坊市名田町上野1722番地1
- (3) 電話番号 0738-29-2231
- (4) 施設長 小林 隆 弘
- (5) 当施設の運営方針*
 - ① 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努める。
 - ② 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。
- (6) 開設年月 平成13年12月1日
- (7) 入居定員 17人

3. 当施設の利用料金

(1) 利用料金のお支払い方法

料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

事務所にて現金一括でお支払い頂く方法

振込みにてお支払い頂く方法

その他はご相談下さい。

	階層区分 対象収入(年…1月～12月)	基本利用料(月額)			
		サービス提供費	生活費	居住費	合計
1	1,500,000円以下	10,000円	46,330円	25,600円	81,930円
2	1,500,001～1,600,000円	13,000円	46,330円	25,600円	84,930円
3	1,600,001～1,700,000円	16,000円	46,330円	25,600円	87,930円
4	1,700,001～1,800,000円	19,000円	46,330円	25,600円	90,930円
5	1,800,001～1,900,000円	22,000円	46,330円	25,600円	93,930円
6	1,900,001～2,000,000円	25,000円	46,330円	25,600円	96,930円
7	2,000,001～2,100,000円	30,000円	46,330円	25,600円	101,930円
8	2,100,001～2,200,000円	35,000円	46,330円	25,600円	106,930円
9	2,200,001～2,300,000円	40,000円	46,330円	25,600円	111,930円
10	2,300,001～2,400,000円	45,000円	46,330円	25,600円	116,930円
11	2,400,001～2,500,000円	50,000円	46,330円	25,600円	121,930円
12	2,500,001～2,600,000円	57,000円	46,330円	25,600円	128,930円
13	2,600,001～2,700,000円	64,000円	46,330円	25,600円	135,930円
14	2,700,001～2,800,000円	71,000円	46,330円	25,600円	142,930円
15	2,800,001～2,900,000円	78,000円	46,330円	25,600円	149,930円
16	2,900,001～3,000,000円	85,000円	46,330円	25,600円	156,930円
17	3,000,001～3,100,000円	92,000円	46,330円	25,600円	163,930円
18	3,100,001円以上	104,748円	46,330円	25,600円	176,678円

11月から3月まで別途冬季加算月額 2,040 円が加算されます。

光熱水費は、別途実費費用が発生します。

4. 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	ひだか病院
所在地	和歌山県御坊市藪 116 番地の2 TEL0738-22-1111(代)
医療機関の名称	国立病院機構和歌山病院
所在地	和歌山県日高郡美浜町和田 1138 TEL0738-22-3256(代)

5. 相談・苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○相談・苦情受付窓口(担当者)

生活相談員 小谷 壽男 連絡先:0738-29-2231

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8:30～17:30

○第三者委員

杉浦 守(法人評議員)・茶畑 公一(法人監事)

池田 尚生(法人監事)

○苦情解決責任者

小林 隆弘(法人理事長)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

各市町村 介護保険担当課	所在地 電話番号
国民健康保険団体連合会	和歌山市吹上2丁目1番22号(日赤会館内) 073-427-4666
和歌山県社会福祉協議会	和歌山市手平2丁目1-2(県民交流プラザ和歌山ビッグ愛内) 073-435-5222

令和 年 月 日

軽費老人ホームケアハウス博愛の入居に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い、
交付いたしました。

軽費老人ホームケアハウス博愛

説明者職氏名 生活相談員 小谷 壽男 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、軽費老人ホームケアハウス
博愛の入居開始に同意し、受領いたしました。

入居者

住 所

氏 名

印

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている入所者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限*

入居にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

介護、看護の妨げとなるもの。

他の入所者に迷惑になるもの。

その他施設運営の妨げとなるもの。

(2) 面会

面会時間 9:00～19:00

※ 来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

(3) 外出・外泊(契約書第 21 条参照)

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、入居契約書に定める「生活費」は減免されます。(朝食、昼食、夕食が不要な場合。)

(5) 施設・設備の使用上の注意(契約書第 9 条参照)

居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

2. 損害賠償について(契約書第 10 条、第 11 条参照)

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害

賠償責任を減じる場合があります。

3. 日常生活の規律について

- (1) 外出、外泊は自由ですが、部屋の管理や防災からも常時入居者の所在を把握しておく必要がありますので、その都度職員にお知らせ下さい。

門限は午後7時です。

- (2) 外部からの来訪者があったときは、来訪者名簿に記入して下さい。
- (3) 入居者以外の方は、施設長の承認がなければ宿泊することはできません。
- (4) 次のような行為をしないよう注意して下さい。
- (ア) ケンカ・暴行・中傷・口論・泥酔等他人に迷惑を及ぼすこと。
 - (イ) 建物・備品・樹木等を損傷すること。
 - (ウ) 犬・猫等のペットを飼育すること。
 - (エ) 無断で外出又は外泊したり、門限(午後7時)を守らないこと。
 - (オ) 施設内において特定の宗教活動や、政治活動を行うこと。
 - (カ) 危険物・可燃物を持ち込むこと。
 - (キ) その他、施設の秩序や風紀をみだす等、共同生活に支障を及ぼすような行為。
- (5) 居室
- (ア) 居室内は常に清潔を心がけ、環境衛生に留意し、気持ちよく生活できるよう努めること。
 - (イ) 入居後、特別の場合を除き居室の変更はできません。
 - (ウ) 居室内の備品が故障した時は、速やかに事務所に届け出てください。
- (6) 廊下は入居者全体の通路でもあり、又、火災等非常時の避難路でもありますので障害となる荷物を置かないでください。
- (7) 食事
- (ア) 食事時間は概ね次のとおりとなります。
朝食 午前7時30分～
昼食 午前11時30分～
夕食 午後5時00分～
但し、季節によって、時間を変更することもあります。
 - (イ) 食事は原則として食堂で行います。
 - (ウ) 外出、外泊のため食事が不要になるときは、準備の都合もありますので予め連絡をして下さい。
- (8) 入浴
- (ア) 入浴日時は次のとおりです。
女性:月水金、AM8:30～、男性:火木土、AM8:30～順番で利用できます。
但し、事情によって変更することもあります。
 - (イ) 入浴時には、次のことはしないようにして下さい。

- ・ 浴槽内で身体を洗うこと。
 - ・ 浴室で洗濯をすること。
 - ・ 浴室で汚物を流すこと。
- (9) 門限は午後7時です。やむを得ず門限時間以後の帰所になったときは当直員(特別養護老人ホーム日高博愛園)へ連絡してください。
- 午後7時から翌朝午前7時までケアハウス博愛の正面玄関を閉めますので、当直員に連絡し指示を受けてください。
- (10) 娯楽室
- (ア) テレビ鑑賞・談話・その他の娯楽に利用できます。
 - (イ) 行事等がおこなわれるときは、自由に参加してください。
- (11) 案内、連絡等の事項はマイク放送のほか掲示にて行いますので、掲示板に注意してください。
- (12) 居室内に電話架設を希望する場合は、事務所へお知らせください。電話局への申し込み手続きを取次ぎいたします。(契約者は入所者自身となります。)
- (13) 郵便・新聞等
- (ア) 郵便物は一階玄関に各自の郵便受けに配達されます。
 - (イ) 新聞・雑誌を継続して購読する場合は、事務所で取り次ぐことができます。

4. 保健環境衛生について

- (1) 居室の清掃、布団類の乾燥、下着類の洗濯等常に清潔を心がけ施設内外の清掃、環境衛生にも協力して下さい。
- (2) 平素から自分の健康には十分留意し、異常があれば速やかに申しでるとともに、診察を受けてください。
- (3) 施設で実施する健康診断は、必ず受けてください。
- (4) 入所者の希望があれば家族が泊りこみ看病することもできます。
- (5) 入院加療を必要とする方は、その措置を講ずるとともに療養に専念していただきます。
- (6) 入院期間が3ヶ月以上の長期に及ぶときは退所となります。但し、入所者の希望、医師の診断によって引き続き在所を認めることもあります。
- (7) ゴミ、不要品は所定の日、場所以外には捨てないで下さい。

◇ ゴミ処理の方法

- (ア) 燃えるゴミは(生ゴミ・紙類)と(プラスチック類)に分ける、又燃えないゴミは(空きビン・空きカン・金属類類)に分けて、ゴミ集積所のそれぞれの容器に入れること。
- (イ) 生ゴミは水分をよくきって、燃えるゴミと同じに出すこと。
- (ウ) 紙類の中、新聞紙・雑誌・ダンボール・紙器・ボール紙等は資源ゴミであるので、ひも等でまとめて出すこと。

資源ゴミは上記の他、空ビン・空カン・金属類・ガラス・布等がある。

(エ) ゴミ収集日の日程は、後日お知らせします。

5. 防災・防犯等について

- (1) コンロ、アイロン、アンカ、コタツ等の消し忘れ等のないよう火災防止に十分注意して下さい。
- (2) 所定の器具及び指定場所以外での火気の取扱いは一切しないでください。
- (3) 急病又は火災等、非常事態が発生した場合は直ちに職員に連絡して下さい。尚、居室内に非常コールブザーが設置されておりますが、緊急非常時以外はみだりに使わないで下さい。
- (4) 施設で実施する防災訓練等には積極的に参加してください。
- (5) 災害発生の場合、職員の指示に従い、あらかじめ指定された経路に従って避難してください。
- (6) 災害発生の際は、エレベータは利用できません。
- (7) 電気器具を使用する場合、あらかじめ施設長に届けるとともに、安全性を確かめておくこと。(炎の出る器具は使用できません。)
- (8) 貴重品の保管については、ケアハウス博愛は一切の責任はもちませんので、紛失したり盗まれたりすることのないように、その保管には十分注意して下さい。
- (9) 保険証、医療費受給者証、健康手帳等、医療機関で受信する際必要なものは、一括してわかりやすく目立つ場所に置いてください。

6. 立入りについて

緊急やむをえない場合に、職員が居室内に立入ることがありますのでご了承ください。

7. 入退居について

- (1) 都合により退居しようとするときは、30 日前に届けてください。
- (2) 次のような場合には意に反して退居していただくことがあります。
 - (ア) 不正又は偽りの行為によって入居したとき。
 - (イ) 正当な理由なく利用料などを滞納したとき。
 - (ウ) 伝染病疾患、精神的疾患等他の入所者に迷惑をかけるなど、共同生活に不適な場合。
 - (エ) 日常生活が自力でできず、介助が必要になったとき。
 - (オ) 金銭の管理、各種サービスの利用について自分で判断ができなくなったとき。
 - (カ) その他入居契約に違反したとき。

8. 入居一時金・利用料等について

- (1) 入居契約締結と同時に、契約書に定める入居一時金を納入すること。
- (2) 利用料等
 - (ア) 基本利用料はサービス提供費、生活費、居住費からなる。
 - (イ) 生活費に、冬期加算額(11月から3月まで)として暖房費が加算される。
 - (ウ) サービス提供費は入所者本人の前年の収入額によってサービス提供費徴収額が定められる。
(別紙 ケアハウス博愛利用料参照)
 - (エ) 光熱水費は、その使用料を徴収する。
 - (オ) 月の中途入退居の場合は日割計算とする。
 - (カ) 利用料は当月分を、使用料は前月分をいずれも毎月15日(土曜・日曜・祭日にあたるときはその翌日)までに納入すること。
 - (キ) 利用料等についてはあらかじめ納付額の通知書を発行する。
 - (ク) 利用料等は関係する法令の改正があったときに改定される。
- (3) 収入証明資料の提出について
入所時及び入所後は毎年(2月～3月頃)、サービス提供費徴収額の算定基礎となる収入証明資料が必要となりますので、前年分の収入証明資料又はその写を提出して下さい。尚、租税、社会保険料、医療費等の控除を受けたい方はその領収書を提出して下さい。
(注) 収入証明資料とは、前年分の年金額通知書、源泉徴収表、確定申告等の写し等で結構です。

9. その他

- (1) 便所は水洗のため、トイレtpーパー以外は一切流さないで下さい。
- (2) 相談事、心配事のあるときは気軽に申しでてください。
- (3) 身元保証人の変更があったときは直ちに届けてください。
- (4) 居室に必要な家具・電気器具類等の購入を希望される方は、事務所で斡旋もいたします。
- (5) 地域住民の人達、あるいは施設の人達とは挨拶を交わすなど、親しい関係が保たれるよう努めてください。